日行連発第1361号 令和3年1月14日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊 許認可業務部 部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び 業務の対応について (周知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」(令和2年6月8日付・日行連発第226号)等にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、令和3年1月7日に、1都3県(埼玉県、千葉県、神奈川県)を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置や、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」等の周知徹底等について、地方公共団体あてに通知するとともに、建設業者団体等あてに送付したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対 応について(令和3年1月7日・国土交通省)

以上